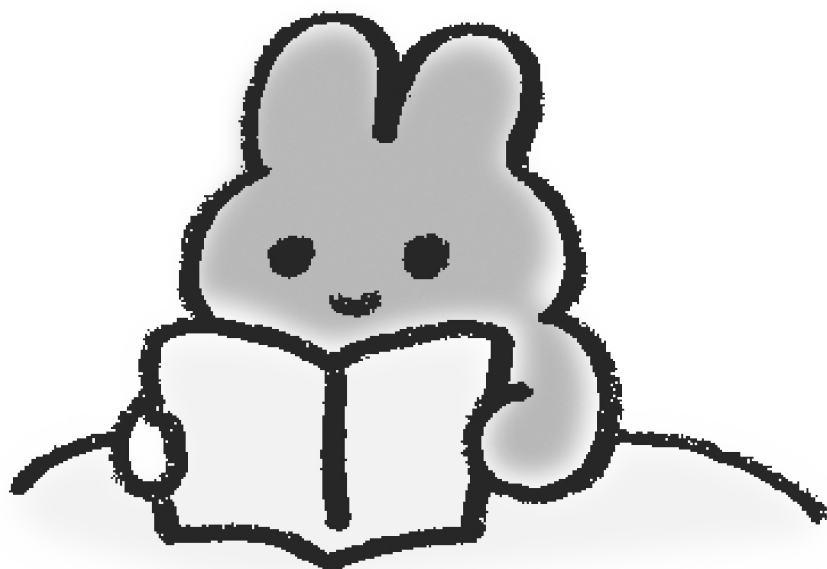


ひとり親家庭・寡婦のための
ライフページ



金 沢 市

令和8年度

それぞれ関係のあるものには、各項目の横に、下記のような印をつけました。

 母子家庭に関係のあるもの

 父子家庭に関係のあるもの

 寡婦に関係のあるもの



金沢市の公式LINEアカウントから
ひとり親家庭向け情報が届きます。 情報検索もできます。

ひとり親家庭に役立つ制度・イベント情報が毎週届くほか、
各種相談や児童扶養手当現況届の来庁予約、チャットボット
での情報検索もできます。



【二次元コード登録方法】※金沢市公式LINEの子育てメニューからも登録できます。

- ①LINEで金沢市を友達追加
- ②右側の二次元コードを読み取るとアンケートが始まります。
回答すると登録完了です。

ひとり親家庭・寡婦のための ライフページ

【目次】

手 当	〈2〉
児童扶養手当	〈2〉
児童手当	〈2〉
特別児童扶養手当	〈3〉
障害児福祉手当	〈3〉
年 金	〈3〉
障害基礎年金	〈3〉
遺族基礎年金	〈3〉
遺族厚生年金	〈3〉
健康・医療	〈4〉
医療費助成	〈4〉
療養援護費	〈4〉
任意予防接種費の助成	〈4〉
子育て	〈5〉
保育所・認定こども園	〈5〉
金沢市ファミリーサポートセンター	〈5〉
ファミリーサポートセンター	〈5〉
利用料金補助制度	〈5〉
ひとり親家庭等日常生活支援事業	〈5〉
かなざわ子育てすまいるクーポン	〈5〉
こども体験活動支援事業	〈6〉
子育て支援短期利用事業	〈6〉
病児一時保育	〈6〉
就学援助制度	〈6〉
放課後児童クラブ	〈6〉
ひとり親家庭等制服リユース事業	〈7〉
石川県交通災害等遺児すこやか資金	〈7〉
私立高等学校の授業料減免	〈7〉
金沢市育英会奨学資金	〈7〉
ひとり親家庭等大学受験料助成	〈7〉
情報交換事業	〈7〉
ほほえみ家族事業	〈8〉
こどもの学習総合支援事業	〈8〉
生活支援講習会事業	〈8〉
養育費相談	〈8〉
無料法律相談	〈8〉
養育費確保サポート事業	〈8〉
就 労	〈9〉
就業支援講習会等事業	〈9〉
自立支援教育訓練給付金	〈9〉
ひとり親家庭学び直し支援事業	〈9〉
高等職業訓練促進給付金	〈10〉
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	〈10〉
貸付金	〈10〉
母子・父子自立支援プログラム策定	〈10〉
事業	〈10〉
ひとり親家庭住宅支援資金	〈11〉
住まい・暮らし	〈11〉
公営住宅	〈11〉
母子生活支援施設	〈11〉
母子父子寡婦福祉資金貸付金	〈11〉
生活福祉資金貸付制度	〈12〉
金沢自立生活サポートセンター	〈12〉
（生活困窮者自立支援制度）	〈12〉
生活保護	〈12〉
その他の支援	〈13〉
税の軽減（ひとり親・寡婦控除）	〈13〉
JR通勤・通学等の割引	〈13〉
非課税貯蓄	〈13〉
福祉定期預貯金	〈13〉
たばこ小売店の許可	〈13〉
相談機関・関係機関等	〈14〉

手
当

年
金

健
康
・
医
療

子
育
て

就
労

住
ま
い
・
暮
ら
し

そ
の
他
の
支
援

相
談
機
関
等
・
関
係
機
関
等

手 当

手当や年金は受けられる資格があっても、手続きをしないと、受けられなくなる場合があります。注意しましょう。

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより、父(母)と生計を別れている児童(18歳になって最初の年度末まで。ただし、中～重度の障害のある児童は20歳未満)を養育している母(父)、又は母(父)に代わって養育している方に支給されます。

ただし、前年の所得が一定額以上の場合、手当額の全部又は一部が支給されません。また、公的年金を受給されている場合は、手当額よりも年金額が少ないときに差額が支給されます。

◎手当の支給については、所得制限があります。

※父(母)がいても重度の障害、生死不明、保護命令、遺棄、拘禁されている等の場合には手当が支給されることがあります。

◆手当月額 (全部支給の場合) 令和8年4月1日～

児童1人	児童2人	児童3人
48,050円	59,400円	70,750円

*児童2人目以降 1人につき 5,680円～11,350円を加算

*物価スライドに伴う手当額の変動があります

◆支給方法 原則として、申請の翌月分から1月、3月、5月、7月、9月及び11月の各11日に、その前月分までの手当を指定の口座に振り込みます。

(11日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日に振込)

◇窓 口 子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【児童手当】

金沢市内に住民登録があり、高校修了前(18歳になって最初の年度末まで)の児童を養育している方に支給されます。

ただし、児童が児童福祉施設等に入所している場合や海外に居住(留学中を除く)の場合は対象外。

※公務員の方は勤務先で手続きしてください。

また、金沢市外で出生届を提出した場合は、出生の翌日から15日以内に金沢市に申請が必要です。

手当月額	区 分	支給月額
	0歳～3歳未満(第1子・第2子)	15,000円
	0歳～3歳未満(第3子以降)	30,000円
	3歳以上高校修了前(第1子・第2子)	10,000円
	3歳以上高校修了前(第3子以降)	30,000円
支給方法	原則として、偶数月の各15日に、その前月分までの手当を指定の口座に振り込みます。 (15日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日に振込)	
窓 口	子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360 市民課・各市民センター、各福祉健康センター	

手
当

年
金

健康・医療

子
育
て

就
労

住
まい・暮らし

その
他の
支
援

相
談
機
関
等

障害のあるお子さんのいらっしゃる方は

【特別児童扶養手当】

知的、身体又は精神に重度又は中度の障害がある児童（20歳未満）を養育している方に支給されます。（児童が施設入所している場合を除く。）

認定基準に該当する障害を有する20歳未満の児童がいるひとり親家庭には児童扶養手当と両方とも支給されます。

◇窓 □ー障害福祉課 TEL.220-2289 FAX.232-0294

【障害児福祉手当】

日常生活において常時の介護を必要とする、20歳未満で重度の障害のある児童に支給されます。（施設入所者を除く。）

◇窓 □ー障害福祉課 TEL.220-2289 FAX.232-0294

年 金

【障害基礎年金】

国民年金加入中あるいは20歳前に初診のある病気やケガで一定の障害の状態になったときに支給されます。

※保険料を納付した期間が加入期間の2/3以上であること等、支給要件があります。

※障害基礎年金の子の加算額が児童扶養手当額よりも低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

◇窓 □ー保険年金課 国民年金係 TEL.050-1792-1620(自動応答) FAX.220-2776

【遺族基礎年金】

国民年金に加入していた夫（妻）又は父（母）が死亡したときは、その夫（妻）又は父（母）に生計を維持されていた子のある妻（夫）又は子（18歳になった年度の3月31日まで、障害のある子は20歳未満。）に遺族基礎年金が支給されます。

※保険料を納付した期間が加入期間の2/3以上であること等、支給要件があります。

※年金額が児童扶養手当額よりも低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

◇窓 □ー保険年金課 国民年金係 TEL.050-1792-1620(自動応答) FAX.220-2776

【遺族厚生年金】

厚生年金保険に加入していた夫（妻）又は父（母）が死亡したときは、その夫（妻）又は父（母）に生計を維持されていた子のある妻（夫）又は子に、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます。

ただし、遺族が子のない妻、子のない55歳以上の夫、55歳以上の父母、孫（18歳になった年度の3月31日まで、障害のある孫は20歳未満）、55歳以上の祖父母などの場合には、遺族厚生年金だけが支給されます。

※年金額が児童扶養手当額よりも低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

◇窓 □ー金沢北年金事務所 金沢市三社町1-43

TEL.233-2021 FAX.263-9333

金沢南年金事務所 金沢市泉が丘2-1-18

TEL.245-2311 FAX.243-4933

街角の年金相談センター金沢 金沢市鳴和1-17-30

TEL.253-2222

手

当

年

金

健

康

・

医

療

子

育

て

就

労

住

まい

・

暮

らし

そ

の

他

の

支

援

相
談
機
関
等
。

健康・医療

生活の安定のためにも健康に十分注意しましょう

【医療費助成】

	ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援医療費助成
対 象	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母および児童 父子家庭の父および児童 父母のいない児童 父または母が重度の障害にある児童および母または父 ※児童は18歳になって最初の3/31まで（重・中程度の障害のある児童は20歳未満） ・入院、通院ともに助成	<ul style="list-style-type: none"> 出生（若しくは転入日）から、高校3年生等（18歳になって最初の3/31まで） 入院、通院ともに助成 入院：高校3年生等までのお子さん 通院：中学3年生までのお子さん
助成方法	父、母については、市内の指定医療機関で資格証を提示し、窓口で健康保険適用の本人負担額を支払った場合、後日、指定の口座に振り込まれます（自動償還）。児童については、県内の現物給付対応の医療機関で資格証を提示した場合、窓口でのお支払いは不要となります。	現物給付対応の医療機関で医療証を提示すると、窓口でのお支払いは、次のとおりになります。 通院：1医療機関当たり1日500円（500円未満の時はその額） 入院：無料 調剤：無料（保険薬局における保険調剤） ※通院分について現物給付になった窓口負担額の1か月分の合計が1,000円を超える場合は、超えた額を指定の口座に振り込みます。（手続き不要）
	自動償還や現物給付にならなかった場合は、金沢市へ助成金の請求手続きをしてください。 ※申請に必要なもの ひとり親家庭等医療費受給資格証又は子ども医療証、受診した方の健康保険を確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせなど）、印鑑（代理申請の場合）、領収書原本（高額療養費等に該当する場合は高額療養費等決定通知書）を持参のうえ、診療月の翌月以降に申請ください。	
助成額	父、母については、保険診療分の自己負担額から月額1,000円を差し引いた額、児童については保険診療分全額。ただし、高額療養費、付加給付金、健康保険適用外の費用は助成対象外となります。	通院：保険診療にかかる自己負担額の1か月の合計から1,000円を差し引いた額 入院：保険診療にかかる自己負担額の全部
申請期限	診療月の翌月から5年以内	診療月の翌月から2年以内
所得制限	児童扶養手当と同様の所得制限あり	所得制限なし
窓 口	健康政策課 TEL.220-2233 FAX.220-2231 市役所1階福祉と健康の総合窓口、各市民センター、各福祉健康センター	

【任意予防接種費の助成】

ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯の児童に対し、インフルエンザ（0～6歳）、おたふくかぜの（1～6歳）予防接種に助成を行います。対象者には、予防接種券（無料・各1回分）を送付します。（過去におたふくかぜの接種券を使用された方には接種券を送付していません。インフルエンザ接種券は毎年1回分送付しています。）

◇問い合わせ・窓口－健康政策課 TEL.220-2233 FAX.220-2231

【療養援護費】

医療費の支払いにより生活に困窮している世帯で、生活保護の適用を受けるに至らない場合に医療費を補給し、自立を助長するための制度です。

◇窓 口－生活支援課 TEL.220-2292 FAX.220-2532

子育て

手
当

年
金

健康・医療

子
育
て

就
労

住
まい・暮
らし

そ
の
他
の
支
援

相
談
機
関
等

金沢市では、お子さんの健やかな成長のために、子育てを支援します。

【保育所・認定こども園】

保護者の就労や病気等のため、就学前のお子さんをご家庭で保育できない場合に、保育所又は認定こども園を利用することができます。認定こども園は保育の必要がない満3歳以上のお子さんでも利用できます。

- 延長保育、夜間保育、休日保育、年末保育、一時預かりなどを行っている施設があります。
- 第2子以降の保育料について
保護者の所得及び保育施設等の同時利用の有無にかかわらず、第2子以降については0円になります。
- 保育料の軽減について
C階層～市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯で、母子及び父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の保育料については、生計を同一とする子どもにおいて第1子は1/2相当額（上限9,000円）となります。

◇問い合わせ・申込みー保育幼稚園課 TEL.220-2299 FAX.220-2360
各保育所・認定こども園

【金沢市ファミリーサポートセンター】

ファミリーサポートセンターに登録し、必要な講習を修了した会員が保護者の仕事や疾病等の際に、保育所の送迎や一時預かりなど、個別の要望にあった育児支援を行います。事前に会員登録が必要です。

- ◆対象者 出生後1か月～小学生をお持ちの保護者
- ◇問い合わせ・申込みー金沢市ファミリーサポートセンター TEL.243-3410
FAX.243-3412
子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【ファミリーサポートセンター利用料金補助制度】

ファミリーサポートセンターを利用した際の保護者が負担する利用料金の半額を補助します。会員登録が必要です。

対象者	登録申請（添付書類）	問い合わせ・申込み
働くひとり親の方	世帯全員記載の住民票（写）または、児童扶養手当証書（写）	労福協・子育て支援ネットワーク TEL.264-4699 FAX.231-1731

【ひとり親家庭等日常生活支援事業】

ひとり親家庭等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）で、就職活動、疾病などの理由や、ひとり親家庭となって間がないなどの理由で一時的に生活援助や子育て支援が必要となった場合や、就業上の理由により定期的な援助が必要となった場合等に家庭生活支援員の派遣を行います。

- 所得に応じて、一部負担金（1時間当たり0～300円）があります。
- ◇問い合わせ・申込みー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360
金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

【かなざわ子育てすまいるクーポン】

文化施設やプール、県立施設、公衆浴場の利用券、一時預かり等の助成券、絵本の交換券、木のおもちゃ贈呈券等の電子クーポンを支給します。

- ◆対象者 市内在住の未就学児
- 使用期限 小学校就学前まで
（ただし、公衆浴場の利用券は令和2年4月以降に生まれたおさんは小学校3年生まで、木のおもちゃ贈呈券は1歳の誕生日の前日まで※木のおもちゃ贈呈券は令和8年4月以降に生まれたおさんが対象です。）

◇問い合わせ・申込みー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【こども体験活動支援事業】

こどもの情操を育むことを目的として、対象世帯のこどもたちに多様な体験や活動の機会を提供するため、体験活動を支援するクーポンを交付します。

- ◆対象者 金沢市内の小学生児童の保護者のうち、児童扶養手当又は生活保護法による被保護者
- 内 容 地元プロスポーツ観戦や児童館等の体験教室に使用できる計5,000円分のクーポン券を毎年交付
- ◇申し込みは不要
- ◇問い合わせー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【子育て支援短期利用事業】

～ショートステイ（短期宿泊）及びトワイライトステイ（夜間預かり）～

保護者が病気や出産・出張等により、児童の養育が一時的に困難となった場合、お預かりします。

施設名	住 所
聖霊乳児院（ショートステイのみ・3歳未満が対象）	長 町1-5-46
こども家庭支援センター金沢（享誠塾内）	平和町3-23-5
野町保育園（トワイライトステイのみ）	野 町3-24-32
梅光児童園	石 引4-6-1

◇問い合わせーこども相談センター TEL.243-4158 FAX.243-1123

【病児一時保育】

児童が軽い病気で、保護者の勤務の都合で看病ができない場合、看護師と保育士が、病状にあった保育・看護を行います。

施設名	住 所	電 話
聖霊乳児院 病児保育室せいれい	長 町1-5-46	223-2980
健生クリニック 病児保育室ほっとルーム	平和町3-5-2	241-9062
城北病院 病児保育室はっぴ～	京 町20-3	253-0561
横井小児科内科医院 病児保育室こりすの里	菊 川1-10-3	262-8551
金沢大学 病児保育室たんぼぼルーム	宝 町13-1	265-2990
松田小児科・消化器IBDクリニック ひまわりーむ	片 町2-13-13	225-6344
石川県立中央病院 病児保育室ひよこ	鞍月東2-1	238-7868
金沢市立病院 病児保育室さくら	平和町3-7-3	245-7330
金沢古府記念病院 病児保育室こぶっこの杜	古 府1-132	225-4416

◇申込先ー各施設

お子さんが小・中学生の場合に受けられる制度です。

【就学援助制度】

経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について学用品費・給食費・新入学学用品費など学校にかかる費用の一部が支給されます。申請書は、毎年4月に学校から全児童生徒に配布されます。入学前に申請することにより、新入学学用品費を入学前に受給することができます。世帯全員の合計所得額が、基準額を上回る場合は、援助を受けられないことがあります。

※児童扶養手当を受けている方は、申請により援助を受けることができます。

- ◇窓 口ー在学している学校
- 教育総務課 TEL.220-2477 FAX.260-7195

【放課後児童クラブ】

昼間保護者のいない家庭の小学生を放課後児童クラブで預かります。ひとり親家庭に対し、保護者負担金の軽減を行っています。詳細は、各放課後児童クラブにお問い合わせください。

- ◇申 込 みー各放課後児童クラブ
- ◇問い合わせー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【ひとり親家庭等制服リユース事業】

不要となった小・中学校の制服を回収し、メンテナンスの上、ひとり親家庭を優先に、希望者に無償提供します。優先配布時期や配布方法はひとり親家庭向けLINEで案内します。

◇問い合わせー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【石川県交通災害等遺児すこやか資金】

父又は母を交通、労働、地震等の災害により亡くされた中学校修了前の遺児をはげますため、養育者に対し一時金として支給されます。

●支給額 遺児1人につき 50,000円

※北陸交通災害等遺児をはげます会援助事業の援護申請も同時に取り扱います。

(対象は生計中心者である父又は母を交通、労働等の災害及び犯罪被害により亡くされた高等学校修了前の遺児です。)

◇窓 口ー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

お子さんが高校生の場合に受けられる制度です。

【私立高等学校の授業料減免】

ひとり親家庭等は、授業料が免除又は軽減される場合があります。(学校により異なります。)

◇窓 口ー在学している学校

【金沢市育英会奨学資金】

学業に優れ又は文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、生活態度がよく、健康上就学に支障がないが、経済的理由で高等学校及び特別支援学校の高等部に就学困難な生徒に対し、奨学資金を支給します。

対象	保護者が市内に居住している高等学校及び特別支援学校の高等部の生徒
支給額	月額10,000円
出願期間	4月中旬～5月中旬 ※各学校を通じて願書を提出してください。
その他	他の奨学資金との併給はできません。
問い合わせ	金沢市育英会事務局 (子育て支援課内) TEL.220-2285 FAX.220-2360

【ひとり親家庭等大学受験料助成】

ひとり親家庭のこどもが大学等を受験した際の費用の一部を助成します。

補助対象	大学等を受験する際に受験料として払った費用 (振込手数料・交通費は対象外)
対象者	児童扶養手当受給者または、低所得の子育て世帯(住民税非課税世帯)の親
対象児童	高校3年生等(20歳未満) ※高等学校卒業程度認定試験合格者も20歳未満であれば対象 ※学校を卒業し、予備校等に通われている方は対象外となります。
補助金額	児童1人当たり上限53,000円(1人1回限り助成) 同一年度に複数校受験の場合、助成上限に至るまで申請可能
申請期間	受験料支払後の最初の3月31日まで
問い合わせ	子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

ひとり親家庭の交流の場を設けます。

【情報交換事業】

ひとり親家庭のみなさんが、親子で楽しく体験できるセミナーを通して、日頃の悩みや感じていることなどを話し合い、身近な情報交換をする場を設けています。(年4回開催)

◇問い合わせ・申込みー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

手当

年金

健康・医療

子育て

就労

住まい・暮らし

その他の支援

相談機関等

【ほほえみ家族事業】 母 父

親子のふれあいを深めるためのレクリエーションや自立に向けた情報提供の場を設けています。
(年1回程度)

◇問い合わせ・申込みー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417
子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【こどもの学習総合支援事業】 母 父

●生活・学習支援ボランティア派遣

ひとり親家庭・養育者家庭・生活保護受給世帯・生活困窮世帯の小・中学生や高校生等を対象に
大学生等のボランティアを派遣し、話し相手や遊び相手、学習支援等を行います。

◇問い合わせ・申込みー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360
金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

●こどもの学習支援教室(12ページ参照)

中学生・高校生の学習を支援するための学習支援教室を開催しています。大学生のボランティア
がそれぞれのペースに合わせて勉強を教えます。 <所得制限有>

【生活支援講習会事業】 母 父 寡

ひとり親家庭等のみなさんを対象に、子どものしつけや家計管理などの各種生活支援講習会を
開催します。(年3回開催)

◇問い合わせ・申込みー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417
子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

養育費取り決めについて支援します。

【養育費相談】 母 父

養育費についての様々なご相談に応じます。

◇窓口ー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360
金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

【無料法律相談】 母 父 寡

弁護士による、ひとり親家庭等のための無料法律相談(原則日曜日)を定期的を実施しています。
養育費確保の相談に限り、継続相談(1回のみ)を無料で受けられる場合があります。予約制。
保育サービスあり。

◇問い合わせ・申込みー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

【養育費夜間オンライン相談】 母 父

養育費について、毎月2回夜間にオンライン相談を実施しています。

(事前予約制)

◇問い合わせ・申込みー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【養育費確保サポート事業】 母 父

養育費の確保のために利用できる法的手段等について相談に応じるとともに、一部費用を助成し
ます。

◆対象者 18歳までの児童を養育している、または養育しようとしているひとり親、離婚を検討し
ている方(所得制限なし)

○内 容 ・ 弁護士の紹介と初回法律相談料の助成(1回分)
・ 養育費の取決めなどのための実費(公正証書、調停など)の助成(上限35,000円)
・ 養育費の取決めのための裁判外紛争解決手続(ADR)利用料の助成(上限10万円)
・ 養育費の取決めまたは回収のための弁護士費用(着手金・報酬金)の助成
(上限各10万円)

◇問い合わせ・申込みー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

就 労

自立に向けた就労を応援します。

【就業支援講習会等事業】

ひとり親家庭の母・父、寡婦の方を対象とした様々な就業支援を行っています（一部教材費・受験手数料を除いて無料）。保育サービスあり。

- 再就職支援セミナー（年2回）
- 就業支援講習会
 - ・パソコン講習会
 - ・介護福祉士実務者研修
 - ・医療事務講座
 - ・調剤薬局事務講座
 - ・登録販売者受験講座

◇問い合わせ・申込みー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL. FAX.224-3417

【自立支援教育訓練給付金】

ひとり親家庭の母・父の就業促進と自立支援を目的として、就職に必要な職業資格を取得するために、教育施設に入学し、その課程を修了した方に対して、給付金を交付します。

受給資格	ひとり親家庭の母・父
所得制限	なし
対象資格	厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る講座 (例：医療事務、パソコン、簿記、調理師等)
助成金額	雇用保険受給資格なし：費用の6割（上限20万円） 看護師等の専門資格の取得を目指す講座は上限160万円（修学年数に応じて、40万円×年数が上限です。） 雇用保険受給資格あり：ハローワークの教育訓練給付制度による助成額を差し引いた額 (入学金、授業料、教科書代、実習費等)
申請時期	受講開始日の15日前まで（事前にご相談ください。）

※厚生労働省のホームページから「母子家庭等自立支援給付金事業」について調べることができます。

◇問い合わせ・申込みー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【ひとり親家庭学び直し支援事業】

ひとり親家庭の親及び子ども（20歳未満）が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に給付金を交付します。＜要件あり＞

- 申請時期 受講開始日の15日前まで（申請前にご相談ください。）
- 対象講座 高等学校卒業程度認定試験合格を目的とするもの
- 交付内容 受講開始時、受講修了時、合格時にそれぞれ給付します。（上限額あり）

ひとり親家庭の親が学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成します。＜要件あり＞

- 交付内容 入学金及び授業料の6割相当額（修学年数×上限40万円）

◇問い合わせ・申込みー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

手
当

年
金

健
康
・
医
療

子
育
て

就
労

住
まい
・
暮
ら
し

そ
の
他
の
支
援

相
談
機
関
等
・

【高等職業訓練促進給付金】

ひとり親家庭の母・父の経済的自立に効果的な資格を取得するために6か月以上養成機関等で修学する場合で、就労（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため給付金を交付します。

- 申請時期 修学を開始した日以後（申請前にご相談ください。）
- ◆対象資格 看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、デジタル分野の資格など
※デジタル分野など一部の資格は、通学実態がある講座又は同時双方向型のオンライン講座がカリキュラム全体の半数以上を占める場合に限り、対象となります。
- 交付額

区 分		市町村民税	
		非課税世帯※	課税世帯※
訓練促進 給付金	下期以外の期間	100,000円（月額）	70,500円（月額）
	修業期間の最後の1年間	140,000円（月額）	110,500円（月額）
修了支援金		50,000円	25,000円

※世帯には、扶養義務者（世帯分離している同居の親族）も含まれます。

- 交付期間 修学の全期間
（上限4年、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は上限5年）
 - 児童扶養手当に準じた本人の所得制限があります。
（給付金受給開始後に所得制限を超過した場合は、1年間の猶予があります。）
 - ハローワークの訓練延長給付等、他の類似制度の利用がある場合、対象とならないことがあります。
- ◇問い合わせ・申込みー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金】

高等職業訓練促進給付金を受け、看護師などの養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母・父を対象に、資格取得を促進し、自立の促進を図るための入学準備金・就職準備金を貸し付けします。

- ◆対象者 ひとり親家庭の母・父であって、高等職業訓練促進給付金を受けている方
 - 内 容
 - ・入学準備金（上限50万円）
養成機関への入学時に必要となる経費（入学金・教材費・学用品など）
※申請期限は、原則として入学業後6か月以内
 - ・就職準備金（上限20万円）
養成機関を修了して資格を取得した場合に就職にあたって必要となる経費（転居費用・礼金・仲介手数料・被服費など）
※申請期限は、原則として卒業後6か月以内
 - 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に石川県内でその資格を活かした業務に就き、継続して5年間その業務に従事した場合、貸付金の返還を免除します。
 - 再婚やおおさんが20歳に到達するなど、高等職業訓練促進給付金の対象外となった場合は、貸付契約も解除され返還が必要となります。その他退学や資格取得後1年以内に業務に従事しなかった場合も返還が必要となります。
- ◇申 込 みー石川県母子寡婦福祉連合会 TEL.264-0503
問い合わせー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【母子・父子自立支援プログラム策定事業】

ひとり親家庭等の親の自立を促進するため、専門のプログラム策定員が、ハローワーク等と連携してきめ細やかな自立・就労支援を行います。料金はかかりません。

◇問い合わせ・申込みー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【ひとり親家庭住宅支援資金】**母 父**

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方に対し、家賃の支払いを支援する資金を貸し付けます。

貸付を受けた日から1年以内に就職、またはプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職などをし、1年間就業を継続した時は、返還が免除されます。

- ◆対象者 児童扶養手当の支給を受けている方かつ、
母子父子自立支援プログラムの策定を受けている方（10ページ参照）
 - 内容 入居している住宅の家賃の実費（月額上限7万円、最長12か月まで。）
※他の支援制度など利用している場合は、家賃額と他の支援制度による支援を受けている額の差額。
 - 児童扶養手当に準じた本人の所得制限があります。
（所得水準を超えた場合も1年以内に限り対象となります。）
- ◇申込みー石川県母子寡婦福祉連合会 TEL.264-0503
問い合わせー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

住まい・暮らし

お住まいをお探しの方は、ご相談ください。

【公営住宅】**母 父 寡**

住宅に困っている低所得世帯を対象とした住宅です。家賃については、入居者の収入や、入居する住宅によって異なります。申込資格、申込方法などの詳細については窓口へお尋ねください。

	定期募集	随時募集	窓 口	電 話
市営住宅	5・9・1月後半頃	常時	住宅政策課	220-2331
県営住宅	1月中旬～2月上旬頃	常時 ※一部期間を除く	県営住宅管理センター	241-5370

【母子生活支援施設】**母**

生活上のいろいろな問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母子家庭の母と子が一緒に入所し、安定した生活を送るための児童福祉施設です。施設の職員が母子の自立を支援します。

◇窓 口ー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

暮らしをお手伝いします。お困りのときにはご相談ください。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金】**母 父 寡**

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定と、その児童の福祉の向上を図るために、無利子又は低利で各種貸付を行っています。貸付の要件・貸付金の種類・限度額などの詳細については、窓口又はお電話にてお尋ねください。

- ◆保証人等・連帯保証人1名は原則必要となります。
 - ・児童を対象とした修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金は、その対象児童が連帯借主になります。
- ◇窓 口ー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

手
当

年
金

健
康
・
医
療

子
育
て

就
労

住
ま
い
・
暮
ら
し

そ
の
他
の
支
援

相
談
機
関
等
。

【生活福祉資金貸付制度】母 父 寡

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とした貸付制度です。母子・父子・寡婦の方はまず、母子父子寡婦福祉資金をご相談ください。貸付の要件・貸付金の種類・限度額などの詳細については、窓口でお尋ねください。

◇窓 口ー金沢自立生活サポートセンター（金沢市社会福祉協議会）
高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館内 TEL.231-3720 FAX.231-0801

【金沢自立生活サポートセンター（生活困窮者自立支援制度）】

生活に困窮している人の、生活の安定・自立に向けた相談・支援を行います。専門の支援員が、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、ハローワーク等と連携した就労支援や住居の確保、家計の立て直し、こどもの学習支援などを行います。

●住居確保給付金の支給

離職、廃業、休業等による収入の減少により住居を失った方、または失うおそれの高い方に、一定期間、家賃相当額を支給します。

転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用を支給します。

資産（預貯金）・収入等に関する要件を満たしている方が対象となります。

●家計改善支援事業（家計の立て直しに向けた支援）

家計の見直しなどを一緒に行い、家計管理に関する相談やアドバイスを行います。必要に応じて法律相談等の専門機関へのつなぎ、各窓口への同行等を行い、生活の再建や自立に向けた支援を行います。

●こどもの学習支援教室

中学生、高校生の学習を支援するための学習支援教室を開催しています。大学生のボランティアがそれぞれのペースに合わせて勉強を教えます。

参加対象等の詳細については、窓口でお尋ねください。

◇窓 口ー金沢自立生活サポートセンター（金沢市社会福祉協議会）
高岡町7番25号 金沢市松ヶ枝福祉館内 TEL.231-3720 FAX.231-0801

【生活保護】母 父 寡

病気などにより収入が減少し、生活に困っているとき必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。

◇窓 口ー生活支援課 TEL.220-2292 FAX.220-2532

手
当

年
金

健康・医療

子
育
て

就
労

住まい・暮らし

その他の支援

相談機関等

その他の支援

次のような優遇制度があります。ご活用ください。

【税の軽減（ひとり親・寡婦控除）】

ひとり親家庭及び寡婦の方は、申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります。

◇窓 ー 市民税課 TEL.220-2161 FAX.220-2154
金沢税務署 TEL.261-3221

【JR通勤・通学等の割引】

児童扶養手当を受けているひとり親家庭等の方が、JR鉄道（旧JR鉄道を含む）を利用して通勤・通学する場合に、通勤・通学定期乗車券を3割引で購入できます。

●購入手続きー子育て支援課の窓口で「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明書」の発行を受け、駅で通勤定期乗車券を購入します。

◇問い合わせ・窓口ー子育て支援課 TEL.220-2285 FAX.220-2360

【非課税貯蓄】

遺族年金、児童扶養手当などの受給者は、預貯金などの利子が非課税になります。ただし、預貯金額の最高は700万円（マル優・特別マル優で各350万円）までに限ります。

◇窓 ー 金融機関（ゆうちょ銀行含む）、証券会社

【福祉定期預貯金】

遺族年金、児童扶養手当などの受給者は、一般の定期預貯金より金利が有利な定期預金を利用できます。ただし、預けられる金額は1人300万円までで1店舗と限りがあります。

◇窓 ー 金融機関（ゆうちょ銀行含む。取扱いのない金融機関もあります。）

【たばこ小売店の許可】

母子家庭の母や寡婦がたばこの小売人の指定を受けた場合は、基準緩和の配慮がされることになっています。

◇窓 ー 日本たばこ産業（株）各営業所

手
当

年
金

健
康
・
医
療

子
育
て

就
労

住
まい
・
暮
ら
し

そ
の
他
の
支
援

相
談
機
関
等
・

相談機関・関係機関等

どんなことでもお気軽にご相談ください。

- 児童家庭相談室 こどもソーシャルワーカーや弁護士資格を持つ職員が、生活に困難を抱える子育て家庭やひとり親家庭の相談・支援をおこないます。
必要に応じて、家庭訪問や申請手続きの同行などもおこないます。
◇窓 口ー児童家庭相談室 TEL.220-2422
- 母子・父子自立支援員 ひとり親家庭、寡婦の方のための各種制度の申請受付や、生活上の様々な相談に応じています。
◇窓 口ー児童家庭相談室 TEL.220-2422
- 養育費等専門相談員 ひとり親家庭等の身近な相談相手として、養育費をはじめとした日常生活の様々な相談に応じています。
◇窓 口ー金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL.224-3417
- 女性相談支援室 夫婦問題やDV、職場等における人間関係など、女性の様々な不安や悩みについて相談に応じています。※男性DV被害者の方も相談できます。
◇窓 口ー女性相談支援室 TEL.220-2554
- 民生委員・児童委員 各地域で社会福祉を進める仕事をしています。
生活のことや子どものことなど、身近な相談相手としてお気軽にご相談ください。
◇担当民生委員・児童委員の問い合わせー福祉政策課 TEL.220-2278

●金沢市

機 関 名 等	所 在 地	電 話
金 沢 市 子 育 て 支 援 課	市役所第一本庁舎2階	220-2285
金 沢 市 児 童 家 庭 相 談 室	市役所第一本庁舎2階	220-2422
金 沢 市 保 育 幼 稚 園 課	市役所第一本庁舎2階	220-2299
こども相談センター(金沢市児童相談所)	教育プラザ富樫内	243-4158
金 沢 市 女 性 相 談 支 援 室	市役所第一本庁舎2階	220-2554
こども家庭支援センター金沢	平和町3-23-5 享誠塾内	243-8341
駅西福祉健康センター	西念3-4-25	234-5103
泉野福祉健康センター	泉が丘1-2-22	242-1131
元町福祉健康センター	元町1-12-12	251-0200
駅西こども広場「スマイルパーク」	駅西福祉健康センター内	234-5136
泉野こども広場「あいあいルーム」	泉野福祉健康センター内	226-1154
元町こども広場「ぞうさんらんど」	元町福祉健康センター内	251-2258
金 沢 駅 こ ど も ら ん ど	JR金沢駅あんと内	260-4150
近江町交流プラザちびっこ広場	近江町交流プラザ内	260-6724
教育プラザ富樫 子育て広場	教育プラザ富樫内	243-1054
金沢21世紀美術館 まるびい・すくすくステーション	金沢21世紀美術館内	220-2800
玉川こども図書館 木のひろば	玉川こども図書館内	262-0415
森本こども広場「ぼかぼかの森」	森本いろは保育所内	257-3561
城 北 児 童 会 館	小坂町西8-11	251-0444

※上記のほか金沢市立の児童館は32館あります。

●石川県

機 関 名 等	所 在 地	電 話
石川県女性相談支援センター	本多町3-1-10	#8778または 208-3304
石川県配偶者暴力相談支援センター	本多町3-1-10	#8008または 223-8655
石川県母子・父子福祉センター	三社町1-44	264-0503
いしかわ子ども交流センター	法島町11-8	243-6501

手
当
年
金
健康・医療
子
育
て
就
労
住
まい・暮
ら
し
そ
の
他
の
支
援
相
談
機
関
等

●電話相談等

機 関 名 等	所 在 地	電 話
---------	-------	-----

◆子育てについて

教育プラザ富樫（電話相談）	教育プラザ富樫内	243-0874
こども相談センター（虐待通報）	教育プラザ富樫内	243-8348
富 樫 幼 児 相 談 室	教育プラザ富樫内	243-6415
此 花 幼 児 相 談 室	教育プラザ此花内	224-5250
駅 西 幼 児 相 談 室	駅西福祉健康センター内	234-5117
駅 西 子 育 て ほ っ と ラ イ ン	駅西福祉健康センター内	234-3500
泉 野 子 育 て ほ っ と ラ イ ン	泉野福祉健康センター内	244-4500
元 町 子 育 て ほ っ と ラ イ ン	元町福祉健康センター内	251-3500
こども家庭支援センター金沢	平和町3-23-5 享誠塾内	243-8341
家 庭 教 育 電 話 相 談	石川県教育委員会	263-1188
小 児 救 急 電 話 相 談	石川県 （平日 18:00～翌8:00） （土 曜 13:00～翌8:00） （日 曜・祝 日 8:00～翌8:00）	#8000または 238-0099

◆いじめについて

こども専用相談ダイヤル	教育プラザ富樫内	0120-92-8349
い じ め 電 話 相 談	教育プラザ富樫内	243-1019
24時間子供SOS相談テレホン	石川県教育委員会	298-1699
い じ め 1 1 0 番	石川県警人身安全・少年保護対策課	0120-61-7867

◆女性相談・その他相談について

一 般 相 談	市役所第一本庁舎2階 市民相談室	220-2222
女 性 相 談	市役所第一本庁舎2階 女性相談支援室	220-2554
石川県女性相談支援センター	金沢市本多町3丁目1番10号	#8778または 208-3304
石川県配偶者暴力相談支援センター	金沢市本多町3丁目1番10号	電話相談221-8740 面接相談 #8008 または223-8655
いしかわ性暴力被害者支援センター 「パープルサポートいしかわ」	石川県女性相談支援センター内	#8891または 223-8955
こ ころ の 相 談 ダ イ ヤ ル	石川県こころの健康センター	237-2700
近 江 町 消 費 生 活 セ ン タ ー	近江町いちば館5階	232-0070
人 権 な ん で も 相 談	市役所第一本庁舎2階ダイバーシティ人権政策課 (毎月第1金曜日13:00～15:00)	220-2095
L G B T 相 談	市役所第一本庁舎2階ダイバーシティ人権政策課 (毎月第4木曜日14:00～16:00)	220-2095
男 性 の た め の 電 話 相 談	市役所第一本庁舎2階ダイバーシティ人権政策課 (毎月第2、第4木曜日18:00～20:00)	223-6016
女 性 の 権 利 1 1 0 番	金沢弁護士会(毎週水曜日12:30～14:30)	214-8299

●公共職業安定所（ハローワーク）等

機 関 名 等	所 在 地	電 話
ハ ロ ー ワ ー ク 金 沢	鳴和1-18-42	253-3032
マ ザ ー ズ ハ ロ ー ワ ー ク 金 沢	石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階	261-0026
し ご と プ ラ ザ 金 沢	石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階	223-0765
福祉・就労支援コーナーかなざわ	市役所第一本庁舎1階	222-8609
石川県職業能力開発プラザ	芳斉1-15-15	261-1400

●年金事務所

機 関 名 等	所 在 地	電 話
金 沢 北 年 金 事 務 所	三社町1-43	233-2021
金 沢 南 年 金 事 務 所	泉が丘2-1-18	245-2311
街角の年金相談センター金沢	鳴和1-17-30	253-2222

手

当

年

金

健康・医療

子育て

就労

住まい・暮らし

その他の支援

相談機関
関係機関等

●その他の機関

機 関 名 等	所 在 地	電 話
石 川 県 社 会 福 祉 協 議 会	本多町3-1-10	224-1212
金 沢 市 社 会 福 祉 協 議 会	高岡町7-25	231-3571
金 沢 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会	金沢市松ヶ枝福祉館内	
公 益 財 団 法 人 金 沢 健 康 福 祉 財 団	大手町3-23	222-0102
金 沢 公 証 人 合 同 役 場	武蔵町6-1レジデンス第2武蔵1階	263-4355
金 沢 家 庭 裁 判 所	丸の内7-1	221-3111
金 沢 地 方 裁 判 所	丸の内7-1	262-3221

●母子・父子福祉団体

福 祉 団 体 名	所 在 地	電 話
公益財団法人石川県母子寡婦福祉連合会	三社町1-44 県女性センター内	264-0503
金沢市母子寡婦福祉連合会		224-3417

※県内には各市郡単位に19の支部が組織され、さらに町または校区ごとに組織されています。

●母子会とは

母子及び父子並びに寡婦の福祉の向上としあわせづくりのために、みんなで協力しあう団体です。お互いが力を合わせ、励まし合って親睦と福祉の向上を図ることを目的としています。

地域社会から孤立したり家庭内に閉じこもらないで、母子会に入会して仲間と手をつなぎましょう。入会ご希望の方は、金沢市母子寡婦福祉連合会へご連絡ください。

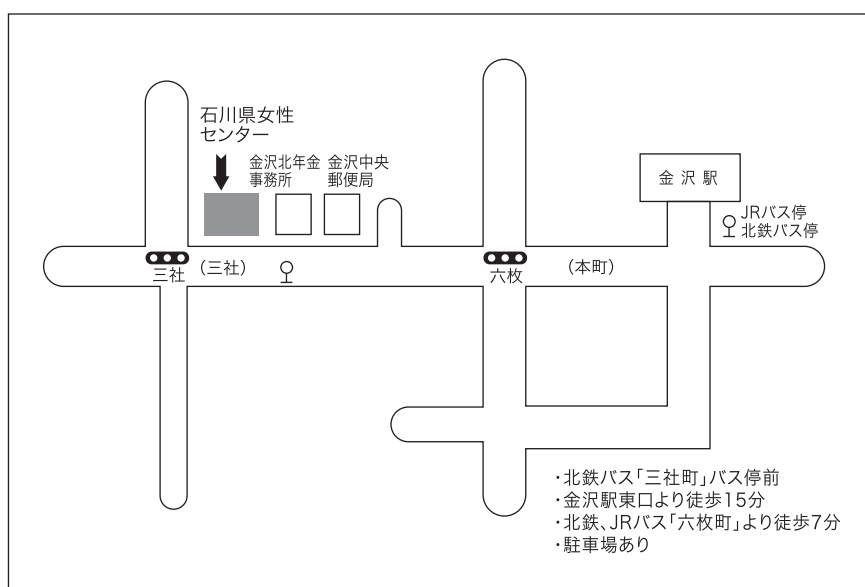
◇入会申込み・問い合わせ

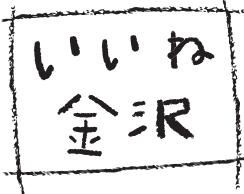
〒920-0861 三社町1-44 石川県女性センター内
金沢市母子寡婦福祉連合会 TEL.224-3417

ホームページ




LINE







ライフページ WEB版
本誌ライフページに掲載してある情報をウェブでも閲覧が可能です。





こどもの居場所 ポータルサイト
こども食堂や学習支援活動など、こどもの居場所に関する情報が検索できます。



子育てお役立ちウェブ
のびのびビーノに掲載してある情報はウェブでも閲覧が可能です。



いしかわ中央子育てアプリ
イベント情報や子育て支援サービスの情報が検索できます。一時預り施設のオンライン予約も可能です。



iPhoneの方 Androidの方

この小冊子は、金沢市で実施しているひとり親家庭・寡婦のための福祉制度や各種の相談窓口を紹介したものです。
日々の生活の中で、ご利用いただく手引きとしてご活用ください。

金沢市子ども未来局子育て支援課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL 076-220-2285
FAX 076-220-2360